

## 多様化する文化財とマスタープラン

昭和25年(1950年)、法隆寺金堂の火災事件を契機に制定された文化財保護法は、当初、戦前の法律を継承して、有形文化財(国宝・重要文化財)、史跡・名勝・天然記念物が保護の対象となったほか、新たに無形文化財、埋蔵文化財の保護制度が加わったものだった。その後、昭和43年(1968年)に文化庁が発足し、昭和50年(1975年)の改正では、民俗文化財(有形・無形)の保護制度が充実するとともに、伝統的建造物群保存地区の制度が創設された。平成8年(1996年)の改正では文化財(建造物)の登録制度がスタートし、平成16年(2004年)には、建造物以外の有形文化財(絵画・彫刻などの美術工芸品)、有形民俗文化財および記念物についても登録制度が始まった。さらに、今年6月の改正では、コロナ禍により多様な無形の文化財の継承に深刻な影響が生じている事態を受けて、無形文化財(芸能、工芸技術等)、無形の民俗文化財(風俗慣習・民俗芸能等)についても登録制度が新設され、来年の4月から施行されることになった。

このように、文化財の幅が大きく広がり、多様化している状況を踏まえ、平成19年(2007年)、文化庁が開始したのが、市町村などの地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定することを推奨し、支援する取り組みだった。「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広くトータルに把握して、周辺環境を含め、総合的に保存・活用することで、文化財を核とした魅力ある地域づくりにつなげてゆくためのマスタープランと言ってもよい。文化庁の策定指針によると、市町村は、地域の文化財一覧を作成するとともに、地域の特性を踏まえて「視点とテーマ」に基づいて「関連文化財群」を設定し、文化財を核とした文化的な空間を創出するための計画区域として、「歴史文化保存活用区域」を設定する。この方向の延長上に、文化庁が平成27年(2015年)に開始した「日本遺産」認定の取り組みがある。

しかしながら、全国の1,718市町村のうち、「歴史文化構想」を策定したのは118市町村にとどまっている。奈良県内では明日香村と桜井市の2件だけで、あとの市町村は未策定の状況だ。文化庁によれば、市町村が策定しない理由としては、策定に携わる人員の不足、余裕がない、全庁的な取り組みがない、法的な強制力がなくメリット・デメリットがわかりづらい、などがみられたという。このような背景があって、平成30年(2018年)、文化財保護法が大幅に改正され、市町村が作成した「文化財保存活用地域計画」を国が認定する制度が整えられた。史跡など、個別の文化財についても、所有者・管理者が保存活用計画を策定して国の認定を受けることで、現状変更の手続きが弾力化されることになった。

## 天理市の歴史文化基本構想を考える

令和2年(2020年)4月に策定された「天理市第6次総合計画」では、「大和青垣に囲まれた歴史と文化かおる共生都市・天理」を目指すべき将来像として掲げ、各分野の課題や取り組みをまとめている。文化財に関して注目されるのは、埋蔵文化財の保護などの通常業務に加えて、「なら歴史芸術文化村」開村に対

応する体制の充実、杣之内古墳群、大和・柳本古墳群の保存活用計画の策定、将来的な歴史文化基本構想等の作成が課題として示されていることだ。

天理市の「歴史文化基本構想」、あるいは、「文化財保存活用地域計画」を作成するとしたら、どのような形になるだろうか。「文化財一覧」については、天理市の公式サイトによると、国宝は9件、重要文化財は100件、史跡は5件と、県内有数であり、また、未指定の文化財についても『天理市史』や『天理の古墳100』などの関連図書やその他のデータを基礎にすることができる。「保存活用区域」については、天理市と奈良県が連携し、市内各地区について策定した「まちづくり構想」に歴史・伝統文化の要素も盛り込まれているので、これとリンクした形で設定できる。

ここで注意されるのは、国宝・重要文化財、史跡といった指定文化財の多くが、石上神宮と天理大学杣之内キャンパス周辺に集中していることだ。一方、法改正により、文化財の内容が著しく多様化している近年の状況に対応できていないと思われる点も存在する。たとえば、近現代の歴史的建造物が次々に有形文化財に登録されて、全国で13,013件、奈良県内で309件と、年々、その件数が増加しているのに対して、天理市内には2件しか建造物の登録がなく、あめりか屋の設計により大正13年(1924年)に建設された創設者記念館をはじめ、杣之内キャンパス周辺の歴史的建造物は全く登録されていない。多くの大学等では、歴史的建造物の前に丁寧な解説板が設置され、訪れる人々に自校の歴史を伝える取り組みがなされているが、それもない。2025年に創設百周年を迎える天理大学としては、何とかしなければならないのではないかと。

この地域のランドマークとなっている西山古墳に関しては、個別の指定文化財について文化財保護法が求める「保存活用計画」を策定する取り組みを始める必要がある。その過程で、たとえば、道路の東側部分を史跡の指定範囲からはずす可能性を検討したり、塚穴山古墳と行き来ができるような馬場のレイアウトを検討したり、さまざまな方向性が見えてくるはずだ。逆に、そうしなければ、現状変更もままならない硬化化した状況を打破することができないのではないかと。古墳の横に馬術部の馬場があり、馬がたむろしている光景は決して悪いものではない。西山古墳については隣接する塚穴山古墳との一体的な保存・活用を行うことが課題となるが、杣之内火葬墓の場合と同様に、「歴史文化かおる共生都市天理」と「スポーツの町・天理」が調和した持続可能な地域づくりが求められる。

このような課題はあるものの、杣之内キャンパス周辺は、国宝・重要文化財、国史跡など、数多くの指定文化財が集積し、「歴史文化活用区域」(文化財保存活用区域)に最もふさわしいエリアとなっている。天理大学としても、今後のキャンパス整備に際しては、都市・地域との連携をはかり観光拠点・散策拠点となるポテンシャルを上げていくこと、歴史的建築物や大学博物館などを通じて歴史を継承し地域の顔として風格のあるキャンパスを整備することを求める日本学術会議の提言を意識しておかねばならない。

本連載を終えるにあたり、関係各位に改めて御礼申し上げます。